

日医発第47号(年税2)(地I24)

平成27年4月10日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義武

社会医療法人の認定におけるへき地の医療に係る基準
の追加について

今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記の通知が発出されるとともに、別添の通り、本会に対しても了知方依頼がありました。

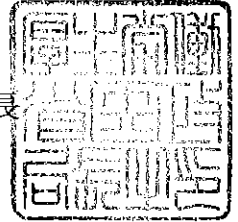
社会医療法人の認定における救急医療等確保事業に係る基準に関しては、平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」及び平成20年3月31日付厚生労働省医政局長通知「社会医療法人の認定について」（平成20年4月9日付日医発第27号(地I4)等にて貴会宛に送付済。）に定められているところですが、今般、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）を踏まえ、同基準のうち、へき地の医療に係る基準について、医療法人が開設する病院からへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に医師を派遣する場合等を追加する告示の改正が行われ、本年4月1日から施行されることから、これに伴い「社会医療法人の認定について」の一部が改正されることとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

医政発0331第8号
平成27年3月31日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



社会医療法人の認定におけるへき地の医療に係る基準の追加について

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、御了知願います。

医政発0331第7号
平成27年3月31日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

社会医療法人の認定におけるへき地の医療に係る基準の追加について

社会医療法人の認定における救急医療等確保事業に係る基準に関しては、「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成20年厚生労働省告示第119号。以下「告示」という。)及び「社会医療法人の認定について」(平成20年医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知)に定められているところであるが、今般、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)を踏まえ、救急医療等確保事業に係る基準のうち、へき地の医療に係る基準について、医療法人が開設する病院からへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に医師を派遣する場合等を追加する告示の改正が行われ、本年4月1日から施行されることから、これに伴い「社会医療法人の認定について」の一部を別添のとおり改正し、同日から施行することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。

(別添)

○「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発第0331008号)の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後				改正前			
別添1				別添1			
業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績	業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
へき地医療	(略)	次の基準に該当すること。 (中略) また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。	へき地医療施設が病院の場合、 <u>1、2又は3の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所</u> に派遣され又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間である等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。 1. (略) 2. (略) 3. 当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院(当該病院が所在する都道府県内のへき地医療拠点病院に限る。)に対する医師の延べ派遣日数(診療日数を医師数で乗じた日数をいう。)が106人日以上であること、かつ、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)が106人日以上であること、及び当該へき地医療拠点病院のへき地における巡	へき地医療	(略)	次の基準に該当すること。 (中略) (新設)	へき地医療施設が病院の場合、 <u>1又は2</u> の基準に該当すること。 1. (略) 2. (略) (新設)

		<p><u>回診療の延べ診療日数（当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が106人日以上であること。</u></p> <p><u>この場合において、当該病院から当該へき地医療拠点病院に派遣される医師の診療科と、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所へ派遣される医師及び当該へき地における巡回診療を行う医師の診療科は同一であることが望ましい。</u></p> <p>へき地診療所の場合、次の基準にすること。</p> <p>（略）</p>				<p>へき地診療所の場合、次の基準に該当すること。</p> <p>（略）</p>
--	--	--	--	--	--	--

改正後

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____ 印
住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

施設名	
施設の所在地	
管轄保健所名	

- 1 診療科目
(略)
- 2 許可病床数
(略)
- 3 構造設備
 - (1) 総括表
(略)
 - (2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要
(略)
 - (3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	

改正前

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____ 印
住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

施設名	
施設の所在地	
管轄保健所名	

- 1 診療科目
(略)
- 2 許可病床数
(略)
- 3 構造設備
 - (1) 総括表
(略)
 - (2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要
(略)
 - (3) 開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	

<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="259 113 432 405"></td> <td data-bbox="432 113 815 405"> <input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数（ 床） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅 </td> <td data-bbox="815 113 1131 405"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 405 432 699"></td> <td data-bbox="432 405 815 699"> <input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数（ 床） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅 </td> <td data-bbox="815 405 1131 699"></td> </tr> </tbody> </table>		<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数（ 床） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅			<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数（ 床） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1209 113 1382 405"></td> <td data-bbox="1382 113 1765 405"> <input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数（ 床） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅 </td> <td data-bbox="1765 113 2098 405"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 405 1382 699"></td> <td data-bbox="1382 405 1765 699"> <input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数（ 床） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅 </td> <td data-bbox="1765 405 2098 699"></td> </tr> </tbody> </table>		<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数（ 床） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅			<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数（ 床） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数（ 床） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅												
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数（ 床） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅												
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数（ 床） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅												
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数（ 床） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅												
<p>※へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、（１）総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。</p> <p>4 職種別従業員数 （略）</p> <p>5 勤務体制 （略）</p> <p>6 その他の体制 （略）</p>	<p>4 職種別従業員数 （略）</p> <p>5 勤務体制 （略）</p> <p>6 その他の体制 （略）</p>												
<p style="text-align: center;">「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領</p> <p>1 各表共通 （略）</p> <p>2 「2 許可病床数」 （略）</p> <p>3 「3 構造設備」 （１）（略） （２）（略） （３）「（３）へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所</p>	<p style="text-align: center;">「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領</p> <p>1 各表共通 （略）</p> <p>2 「2 許可病床数」 （略）</p> <p>3 「3 構造設備」 （１）（略） （２）（略） （３）「（３）開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設す</p>												

在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の口にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、（１）総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(略)

5 「5 勤務体制」

(略)

6 「6 その他の体制」

(略)

るすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の口にチェックすること。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(略)

5 「5 勤務体制」

(略)

6 「6 その他の体制」

(略)

改正後

添付書類 3-1 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____ 印
住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	へき地医療拠点病院の指定 (有・無)
病院の所在地	
管轄保健所名	

[へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数]

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53 人日以上(へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。)であること。

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所(当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。)に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表

改正前

添付書類 3-1 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____ 印
住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数]

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所(当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。)に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表

○ へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表
(略)

添付書類3-2 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____ 印
住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	へき地医療拠点病院の指定 (有 ・ 無)
病院の所在地	
管轄保健所名	

[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

地区名(診療場所)	診療日数	診療医師数	延べ診療日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

※ 「延べ診療日数」の合計欄は、53 人日以上(へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数は除く。)であること。

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
- 地区名欄に地区名及び診療場所(〇〇公民館等)を()書で記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載するこ

○ へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表
(略)

添付書類3-2 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____ 印
住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	
病院の所在地	
管轄保健所名	

[へき地に対する巡回診療の延べ診療日数]

地区名(診療場所)	診療日数	診療医師数	延べ診療日数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
- 地区名欄に地区名及び診療場所(〇〇公民館等)を()書で記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療について記載するこ

と。

添付資料

- 巡回診療明細表
- へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）

医師派遣明細表

（略）

と。

添付資料

- 巡回診療明細表
- へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）

医師派遣明細表

（略）

添付書類 3-4（へき地医療）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： _____ 印

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病 院 名 病院所在地	
へき地医療拠点病院 所在地	
へき地診療所名 所在地	
管轄保健所名	

〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日 数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。

（記載上の注意事項）

- 直前に終了した会計年度における、へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。

（新設）

- 当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援へき地医療拠点病院との協定書等の写し）

医師派遣明細表（医療法人→へき地医療拠点病院）

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先 (へき地医療拠点病院名)	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合計	—	—	—	人日	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成〇年〇月〇日」、派遣期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

[へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数]

支援へき地診療所名	派遣日数 (うち、純増日数)	派遣医師数	医師の延べ派遣日数 (うち、純増日数)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
	日間 (純増 日間)	人	人日 (純増 人日)
合計	日間 (純増 日間)		※ 人日 (純増 人日)

※ 「医師の延べ派遣日数」の（純増 人日）の合計欄は、106 人日以上であること

と。

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県のへき地診療所に対して行っている医師派遣について記載すること。
- (純増 日間)には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の派遣日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣日数を記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類 (へき地医療拠点病院とへき地診療所との協定書等の写し)

医師派遣明細表 (へき地医療拠点病院→へき地診療所)

派遣日 又は派 遣期間	派遣日数 (うち、純増日 数)	派遣 先 (へき 地診療 所)	派遣 医師 数	医師の延べ 派遣日数 (うち、純増日 数)	受診可能 診療科目
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
	日間 (純増 日間)		人	人日 (純増 人日)	
合 計	—	—	—	人日 (純増 人日)	—

(記載上の注意事項)

- 派遣日は「平成〇年〇月〇日」、派遣期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

添付書類 3-5 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名: _____ 印

住 所: _____

以下のとおり相違ありません。

医療法人名 病 院 名 病院所在地	
へき地医療拠点病院名 病院の所在地	
管轄保健所名	

[へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数]

支援へき地医療 拠点病院名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日 数
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計			※ 人日

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度における、へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県のへき地医療拠点病院に対して行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類 (支援へき地医療拠点病院との協定書等の写し)

(新設)

医師派遣明細表（医療法人→へき地医療拠点病院）

派遣日 又は派 遣期間	派遣日数	派遣先 （へき地医療拠点病 院名）	派遣医師 数	医師の延べ 派遣日数	受診可能 診療科目
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	人日	—

（記載上の注意事項）

- 派遣日は「平成〇年〇月〇日」、派遣期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

〔へき地に対する巡回診療の延べ診療日数〕

地区名（診療 場所）	派遣日数 （うち、純増日数）	診療医師数	延べ診療日数 （うち、純増日数）
	日間 （純増 日間）	人	人日 （純増 人日）
	日間 （純増 日間）	人	人日 （純増 人日）
	日間 （純増 日間）	人	人日 （純増 人日）
	日間 （純増 日間）	人	人日 （純増 人日）
	日間 （純増 日間）	人	人日 （純増 人日）
合 計	日間 （純増 日間）		※ 人日 （純増 人日）

※ 「延べ診療日数」の（純増 人日）の合計欄は、106 人日以上であること。

（記載上の注意事項）

- 直前に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の延べ診療日数を記載すること。
- 地区名欄に地区名及び診療場所（〇〇公民館等）を（ ）書で記載すること。
- 当該へき地医療拠点病院の所在地の都道府県において行っている巡回診療につ

いて記載すること。

- (純増 日間)には、直近に終了した会計年度における、当該へき地医療拠点病院からへき地に対する巡回診療の診療日数のうち、当該医療法人から医師の派遣を受けて行われた、へき地診療所に対する医師の派遣日数を記載すること。

添付資料

- 巡回診療明細表
- へき地に対する巡回診療の延べ診療日数を証明する書類 (事業計画書等)

巡回診療明細表 (へき地医療拠点病院→巡回診療)

診療日 又は診 療期間	診療日数 (うち、純増日数)	巡回先 (診療 場所)	診療 医師 数	延べ診 療日数	受診可能 診療科目	受診延 患者数
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
	日間 (純増 日間)		人	人日		人
合 計	—	—	—	人日	—	—

(記載上の注意事項)

- 診療日は「平成〇年〇月〇日」、診療期間は「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は巡回診療に従事した医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。